

## 6. 要求性能の検討・整理

これまでの検討を踏まえ、再整備の基本方針を策定すると共に、新斎場に必要ない要求性能（設計と条件）を検討、整理する。なお、この要求性能の検討については、火葬場だけでなく式場その他斎場に付帯する機能全般について行うものとする。

### 6.1. 基本方針の策定

施設特性や本敷地の環境などを踏まえ、以下の5点を本計画の基本方針として設定した。

#### ○水と緑に囲まれた都市の中の静寂な空間の創造

敷地内にある緑や水路を魅力ある空間として再生し、自然豊かな景観を形成すると共に周辺からの視線を遮り落ち着いた屋外空間を創る。

#### ○心穏やかに故人を送るための空間の創造

故人との最後の別れの場として、落ち着いた静謐な空間を創る。

#### ○誰もが、落ち着いて利用できる施設づくり（バリアフリー等）

多くの人々が利用するが繰り返し利用する施設ではないため、誰にでもわかりやすくストレスを感じずに利用できる施設を創る。

#### ○環境へ配慮した施設づくり

長く利用する施設となるため、省エネルギー等、環境性能の高い建築とすると共にメンテナンスのしやすい施設を創る。

#### ○災害時にも稼働可能な施設づくり

大規模災害時にも、機能を停止できない施設であることから、耐震性の確保の上、非常用電源の確保や燃料の備蓄等により、非常時においても機能を維持できる施設を創る。

#### 6.1.1. 災害時の対応

近年整備された火葬場については、災害時には以下のような対応がとられており、本施設も同様とする。

- ・大規模災害等が発生した場合においても、業務時間を延長し災害等への対応が可能な施設とすること。
- ・災害発生時には、都市ガスが供給可能な場合は3日間程度の連続火葬に対応できるよう、発電設備による電源供給を含め、必要物品等（燃料を含む。）の備蓄を行うこと。
- ・災害発生時における火葬及び運営計画は、72時間稼働を想定してあらかじめ策定すること。
- ・都市ガスが遮断された場合の予備燃料について、必要数量を備蓄すること。（今後基本計画等にて検討）

## 6.2. 本事業における主な業務

本事業において想定される業務を整理すると以下のとおりとなる。従来方式で発注する場合は、業務ごとに発注することになるが、PFI手法やDBO方式の場合は、これらの一部または全部を一括して民間事業者と契約することになる。

表 6-1 主な業務

業務	概要	備考
施設整備業務	調査、設計、工事監理、建設、解体、仮設	造成、建築、火葬炉、外構、備品等
維持管理業務	保守管理、清掃、警備、環境衛生管理等	ビル管理等
運營業務	受付、案内、告別、収骨、火葬炉運転等	利用者サービス、売店、事務等

### 6.2.1. 施設整備業務

本事業における施設整備業務を整理すると以下のとおりとなる。従来方式で発注する場合は、業務ごとに発注することになるが、PFI手法やDBO方式の場合は、これらの一部または全部を一括して民間事業者と契約することになる。

なお、本事業の一部には、斎場の一部施設を稼働しながらの建設工事など、難易度の高い施設整備が含まれている点に留意が必要である。

表 6-2 施設整備業務の概要

業務名	業務概要
調査業務	測量調査、地質調査等
建築設計業務	基本設計、実施設計、確認申請、その他届出等
工事監理業務	工事監理
建設業務	建築工事、火葬炉工事、外構工事、解体工事等
備品等設置業務	火葬炉備品、机、書棚、ロッカー等の調達、設置

### 6.2.2. 維持管理業務

本事業における維持管理を整理すると以下のとおりとなる。指定管理者制度、PFI手法、DBO方式の場合は、これらの一部または全部を一括して民間事業者と契約することになるが、維持管理業務において従来方式の場合は、業務ごとに発注することが多い。

表 6-3 維持管理業務の概要

業務名	業務概要
建築物保守管理業務	建物各部の点検、補修、修繕、交換等
建築設備保守管理業務	電気・機械・監視制御・防災設備等の点検、補修、修繕、交換等
清掃業務	建物内・外構の日常清掃、定期清掃等
外構・緑地等維持管理業務	敷地内における緑樹の保護・育成等、外構施設の維持管理等
警備業務	施設の警備（人的警備、機械警備）
環境衛生管理業務	害虫駆除、環境測定、水質管理、貯水槽等の保守点検等
火葬炉保守管理業務	火葬炉設備の点検・測定・整備、修繕等
備品等管理業務	備品等の管理及び補充
残骨灰等の管理、処理業務	残骨灰等の管理、処理

### 6.2.3. 運營業務

本事業における運營業務を整理すると以下のとおりとなる。指定管理者制度、PFI手法、DBO方式の場合は、これらの一部または全部を一括して民間事業者と契約することになるが、運營業務

において従来方式の場合は、業務ごとに発注するが多い。

表 6-4 運營業務の概要

業務名	業務概要
予約受付業務	施設利用の予約対応
利用者受付業務	火葬場使用申請書の記載内容確認・受理等
告別業務	告別の準備、案内、終了後の後片付け等
炉前業務	炉前ホールへの誘導、柩の入炉等
収骨業務	焼骨の出炉、収骨室への誘導等
火葬炉運転業務	火葬炉の運転
待合室関連業務	待合室内の整理・整頓、使用後の後片付け・清掃等
売店等運營業務	喫茶・売店等の運営

公共施設の使用料については、市に代わって預かる形態の収納代行業務とし、市の口座へ入金する場合と、民間事業者の収入として取り扱う場合がある。これまでの火葬場のPFI事業においては、指定管理者制度を採用し公の施設の使用許可などは行うが、使用料の収受については市の代行として公金を収受し、市の指定口座へ納めることとしている。

これは、市民への特殊な公共サービスであり、直接利用料金によって運営される施設ではないためと考えられる。本事業においても、市より民間事業者へ、サービス対価として費用を支払うことで、運営される施設とすることを前提とする。

運營業務に関しては、現在、市扱い葬儀において納棺、霊柩車の運行、祭壇設営等の業務を市の職員が行っているが、ニーズが少なくなってきたり、民間事業者でも対応可能なことから、市の業務には含めないこととした。

### 6.3. 新斎場の規模の検討

火葬場の規模については、式場のない火葬場の場合の1炉当たりの床面積が、以下のように示されている。火葬炉数が増加するほど面積は大きくなる傾向にある。

$$a = 25.4X + 221.28 \quad (\text{建築設計資料 109 葬祭場・納骨堂 2 建築資料研究社})$$

a : 床面積

X : 炉数

火葬炉数が12炉から16炉の場合の床面積は以下のとおりとなる。

新斎場の場合は、これに式場分が加わることになる。

式場については、概ね1,000～1,200㎡程度と想定される。

表 6-5 火葬場の規模の想定

炉数	12	13	14	15	16
a	526.08	551.48	576.88	602.28	627.68
床面積(㎡)	6,312.96	7,169.24	8,076.32	9,034.20	10,042.88

近年では、効率的な計画等により、この数値よりも小さい傾向にあると思われるが、本事業における施設規模の環境面等を考慮し、コンパクトに計画することとし、以下のとおりとする。

表 6-6 計画施設の概要

項目	内容	
構造	鉄筋コンクリート造 平屋又は2階建	
建築面積	5,000㎡程度 (約20,000㎡×25%以下)	
延べ面積	5,000㎡～8,000㎡程度	
火葬炉数	14基	
待合室	最大10室	
告別収骨室	7室 (告別収骨一体型、1室/2炉)	
駐車場	普通車	150台以上
	身障者用	3～5台以上
	マイクロバス	10台以上
	職員	適宜

### 6.4. インフラ等の状況

#### 6.4.1. 接道状況

- ・ 前面道路：市道0240号 (W≒ 8.0 m)
- ・ 南側道路：市道3010号 (W≒ 6.0 m)

#### 6.4.2. インフラの状況

本事業の実施に必要なインフラは、以下のとおりである。詳細は、今後、各事業者へ確認することとする。

表 6-7 インフラの状況

項目	内容
水道	前面道路埋設本管から引込
汚水・雑排水	合併処理式浄化槽より放流
雨水	水路等へ排水すること。
ガス	既設ガス管より引込
電気	既設電力線より引込
電話・通信	既設電話線より引込

## 6.5. 敷地整備要件

### 6.5.1. 動線計画

- ・敷地へのアプローチについては、市道3010号から入場し、市道0240号から退場することを原則とする。
- ・霊柩車到着、告別、入炉、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保するとともに、遺族や会葬者等のプライバシーに配慮した計画とすること。
- ・高齢者や障がい者等の利用にも配慮した分かりやすい計画とすること。

### 6.5.2. 配置計画

- ・敷地内に駐車スペース（普通車約150台、マイクロバス約10台）を確保すること。
- ・火葬業務を継続したまま建替えることを考慮した配置とすること。
- ・利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものとする。

### 6.5.3. 外構計画

- ・周辺環境との調和を図ること。
- ・敷地内空地は原則として、樹木・芝等により良好な環境の維持に努めること。
- ・敷地の周囲は境界を明確にし、可能な限り緑地で囲う等、付近の景観を損なわないよう周囲との調和を図ること。
- ・夜間や休場日に、敷地内に車両等が無断で進入できないよう門扉、柵等を設けること。

### 6.5.4. 駐車場及び場内道路計画

- ・駐車場は、想定火葬件数や火葬集中度などを踏まえて整備すること。
- ・斎場職員用の駐車場は、会葬者用とは別に設け、可能な限り会葬者と動線を分離すること。
- ・会葬者、霊柩車、葬祭業者及び斎場職員の車両の動線に配慮すること。
- ・アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）及び「千葉県福祉のまちづくり条例」（以下「福祉まち条例」という。）に基づいた計画とすること。
- ・駐車場には植栽帯等を効果的に配置し、駐車場エリアと火葬施設エリアの分離を図ること。

## 6.6. 建築施設整備要件

### 6.6.1. 基本要件

建築施設の基本的な考え方を示す。

#### ○配置計画

- ・現在の施設を稼働しながら建設可能な配置計画とすること。
- ・立地条件を考慮し、必要な駐車場を確保するよう努めること。
- ・敷地外からの施設の見え方に配慮した計画とすること。

#### ○平面計画

- ・高齢者や障がい者を含むあらゆる利用者が安心して利用できるわかりやすい空間構成の計画とすること。
- ・長期の利用を考慮し、施設運営時の修繕・改修を行いやすい構成とすること。

#### ○動線計画

- ・故人の尊厳や遺族の心情に配慮し、一連の儀式がスムーズに実施可能な計画とすること。
- ・車寄せから告別、待合、収骨に移動する会葬者同士の動線の交錯がなく分かりやすい計画とすること。
- ・会葬者と職員等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な計画とすること。

#### ○意匠計画

- ・施設の意匠は、施設の用途及び目的を考慮し、落ち着いた意匠とすること。
- ・長期間に及ぶ維持管理運営を考慮した意匠とすること。

#### ○構造計画

- ・災害時にも機能する構造の施設とすること。
- ・長期間の利用を考慮した耐久性の高い施設とすること。

#### ○設備計画

- ・省エネルギー対策に配慮するとともに、ライフサイクルコスト低減を考慮した計画とすること。
- ・機器類の交換・保守点検において、業務運営に支障の少ないよう空間を確保する計画とすること。

### 6.6.2. 建築施設の性能

#### (1) 耐震性能

建築の構造については、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づき、以下のとおりとする。

表 6-8 建築構造の分類

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

#### (2) 地球環境及び周辺環境保護への配慮

地球環境保護に配慮し、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。

#### (3) ユニバーサルデザイン対応

施設の計画においては、「バリアフリー法」及び「福祉まち条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した設計をすること。

## 6.7. 施設概要

本事業により配置する施設ゾーンは、次のとおりとする。次表及び、必要な施設及び施設の詳細については事業者の提案とする。

表 6-9 施設のゾーン分類

ゾーン	諸室
エントランスゾーン	車寄せ、風除室、エントランスホール、通路、トイレ、会葬者更衣室等 エレベーター、階段等
火葬ゾーン	告別室兼収骨室、霊安室、 火葬炉及び火葬炉機械室、制御室、残灰等処理室、倉庫、 機械室（発電機、電気室等）、機械室（空調、ポンプ、消防施設等）、 従業員用休憩室、トイレ等
管理ゾーン	事務室、打合せスペース、更衣室、休憩室、給湯室、倉庫等
待合ゾーン	待合ホール、待合室、トイレ、湯沸室、授乳室、キッズコーナー 喫茶、売店コーナー、倉庫、業者控室、 機械室（空調等）
式場ゾーン	式場、エントランスホール、控室（遺族、宗教者）、トイレ、倉庫等
外構ゾーン	駐車場、構内通路、緑地等

通夜とそれに伴う遺族の宿泊については、需要が減少していることから検討が必要である。

### 6.7.1. 各ゾーンの要求性能

本施設の基本的な諸室の要求水準を以下に示す。

#### (1) エントランスゾーンの基本要件

エントランスゾーンは、会葬者が本施設にはじめに接する部分であり、会葬者等の心情に配慮した安らぎの感じられる雰囲気的空間とすること。

表 6-10 エントランスゾーンの要求水準

室名	基本要件
車寄せ、風除室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車寄せは、霊柩車及びマイクロバスが同時に横付けできる乗降スペースとし、会葬者等が安全に建物に入ることができるスペースとすること。</li> <li>・降雨時においても会葬者及び柩等が濡れることなく、建物への移動がスムーズに行えるよう庇や囲い等の形状を工夫すること。</li> <li>・歩道を設置し、歩行者の安全を確保すること。</li> <li>・火葬集中日においても、乗降に支障のないスペースを確保すること。</li> <li>・多くの会葬者等が一度に利用することを考慮した風除室とすること。</li> <li>・風除室に隣接して車椅子や台車置き場を設置するなどし、スムーズに建物へ移動できるよう配慮すること。</li> </ul>
エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの会葬者等が一度に利用することを考慮した余裕のあるホールとすること。</li> <li>・高齢者等が送迎時などに座って待ち時間を過ごせるよう配慮すること。</li> <li>・会葬者等が荷物を無償で預けることのできるクローク等を設置すること。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男子、女子、多目的別に必要数を設置すること。</li> <li>・多目的トイレのほかに、男女のトイレそれぞれに手すりを設けた個室及び洗面台を1基以上設置すること。</li> <li>・トイレに設ける衛生器具は、停電時にも対応可能な器具とすること。</li> <li>・職員用トイレについては、会葬者用とは別とし、男女別に設置すること。</li> <li>・災害時に利用できるトイレは事務室近くに設けること。</li> </ul>
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会葬者の更衣室や介護等、多目的に活用できる部屋を設置すること。</li> </ul>
エレベーター、階段、通路等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者等に配慮し、階段及びエレベーターを適切に設置すること。</li> <li>・階段、スロープ、エレベーター等は、福祉まち条例に基づきバリアフリー仕様とすること。</li> </ul>

#### (2) 火葬ゾーンの基本要件

火葬作業諸室が合理的に配置され、ピーク時にも火葬業務が効率的に行える計画とすること。  
また、火葬の作業環境（空調、補修資材の保管スペースなど）に十分配慮すること。  
家族葬や、直葬など多様なニーズに応えらえるよう計画する。

表 6-11 火葬ゾーンの要求水準

室名	基本要件
火葬炉、火葬炉機械室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬炉は14基とすること。</li> <li>・火葬炉の排気口は、敷地周辺から見えないこと。</li> <li>・火葬炉は、環境性能の高いものを採用すること。</li> </ul>
告別室兼収骨室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・告別室兼収骨室の機能を火葬炉2基に対して1室の設置とすること。</li> <li>・火葬集中日においても、他の会葬者や職員の動線と交錯しないこと。</li> <li>・遺族が最後のお別れと収骨ができるスペースを確保すること。</li> <li>・清潔に保つことができるようメンテナンス性に十分配慮した計画とすること。</li> </ul>
霊安室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要数の柩を収容できる保冷庫を確保すること。</li> <li>・屋外から霊安室、火葬炉へ柩を移動する動線に配慮すること。</li> </ul>
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の利用しやすい配置と施設内容とすること。</li> </ul>
残灰等処理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集積した残骨灰・集じん灰を一時保管できる場所を設けること。</li> <li>・排出の際に、会葬者の目に触れることのないよう考慮すること。</li> </ul>



機械室（発電機、電気室等）	・災害時及び防災時に施設を運営するために、必要な電力を確保する非常用発電機を設置するスペースを確保すること。なお、非常用発電機の燃料を備蓄できる設備を確保すること。
制御室	・火葬設備の運転状況等を監視・制御する部屋を設けること。

### （3）管理ゾーンの基本要件

良好な執務条件の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画、遮音性の高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画すること。

また、利用者と職員との動線を分離すること。

表 6-12 管理ゾーンの要求水準

室名	基本要件
事務室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬受付、火葬許可証の交付等の手続きに、利便性のある位置に設けること。</li> <li>・事務室付近に更衣室、職員用給湯室等を設置すること。</li> <li>・事務室付近に会葬者が休憩できるスペースを確保すること。</li> </ul>
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に使用する葬儀用具、書類等を保管するためのスペースを確保すること。</li> <li>・枢台車や炉内台車を格納できるスペースを確保すること。</li> </ul>

### （4）待合ゾーンの基本要件

会葬者が比較的長い時間を過ごす部屋については、会葬者の心情に配慮し、落ち着いたゆとりのある空間とし、窓からの景観や遮音性について十分に配慮すること。また、会葬者と職員、葬祭業者等との動線を分離すること。

表 6-13 待合ゾーンの要求水準

室名	基本要件
待合ホール	・ソファ等を設置し、待合室を利用しない会葬者にも対応できる計画とすること。
待合室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30名程度収容が可能な部屋を8～10室程度となるよう計画すること。パーティション等を利用し、多様なニーズに対応可能な計画とすること。</li> <li>・洋室を基本とし、一部に畳スペースを確保すること。</li> <li>・他の会葬者との動線の交錯等に配慮すること。</li> </ul>
湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待合室の配置に応じて必要数を会葬者が利用しやすい場所に設置すること。</li> <li>・弁当等の搬入を考慮し、パントリーとしての機能も考慮すること。</li> </ul>
業者控室	・葬祭業者及び運転手等の控室を1室以上設置すること。
喫茶、売店コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、自動販売機を設置すること。</li> <li>・搬入車経路やバックヤードは会葬者等から見えないよう配慮すること。</li> </ul>
授乳室、キッズコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児への授乳を行う部屋を各待合ホールに設置すること。</li> <li>・椅子、おむつ替えベッド、給湯設備、流し台等、必要な設備を設置すること。</li> <li>・子供が待ち時間中に過ごせる場所を、目の届きやすい位置に設置すること。</li> <li>・遮音性に十分配慮すること。</li> </ul>
会葬者更衣室	・会葬者が更衣を行えるようスペースを確保すること。（多目的室も可）
コインロッカー	・会葬者が荷物を預けることのできるコインロッカーを設置すること。
喫煙コーナー	・敷地内は全面禁煙とする。（例外なし）

(5) 式場ゾーンの基本要件

多くの参列者が同時刻に集まる施設であり、十分なロビー等を備えること。また、同時に複数の葬儀が行われることを想定し、各遺族の動線等に配慮するものとする。

また、参列者と職員、葬祭事業者との動線の分離を図ること。

表 6-14 式場ゾーンの要求水準

室名	基本要件
エントランス ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間に多くの来訪者が利用するため、十分なスペースを確保すること。</li> <li>・ソファ等を設置し、会葬者がゆっくり過ごせる計画とすること。</li> </ul>
式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの式場をパーティションで区切り30名程度収容が可能な部屋を4室程度となるよう計画すること。</li> <li>・複数の式場として利用する場合、他の会葬者との動線の交錯等に留意すること。</li> </ul>
控室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族及び宗教者の控室を設置すること。</li> </ul>
湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・控室の配置に応じて利用しやすい場所に設置すること。</li> </ul>
授乳室、 キッズコーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児への授乳を行う部屋をエントランスホールに設置すること。</li> <li>・椅子、ベッド、給湯設備、流し台等、必要な設備を設置すること。</li> </ul>
会葬者更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会葬者が更衣を行えるようスペースを確保すること。（多目的室も可）</li> </ul>
コインロッカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会葬者が荷物を預けることのできるコインロッカーを設置すること。</li> </ul>

(6) 外構ゾーンの基本要件

この場で施設の供用と共に成長してきた樹木を生かした自然の感じられる施設づくりを行うものとする。

表 6-15 外構ゾーンの要求水準

施設名	基本要件
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会葬者用として普通車130～180台程度（2.5m×5.0m）、身障者用として3台以上（3.0m×6.0m）、マイクロバス用として10台以上（3.0m×8.0m）の駐車スペースを整備すること。その他、職員用駐車場（バイクを含む）を適宜設けること。</li> <li>・高齢者や障がい者等の利用を考慮し、アプローチや駐車場等は、ユニバーサルデザインを採用した計画とすること。</li> </ul>
構内道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の出入りは、敷地南側から進入し、敷地西側から退出することを前提とし、利用者の安全に配慮した計画とすること。</li> <li>・会葬者や職員等の動線が混在しないよう工夫し、駐車場の利用や施設等の維持管理にも配慮した計画とすること。</li> </ul>
緑地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の樹木、水路をできるだけ活用し、良好な環境を形成するものとする。</li> </ul>

## (7) 駐車台数の検討

駐車台数は、地域の葬送慣習、施設構成、交通事情等により大きく異なるため、一般的な規模算出方法はない。現状では、乗用車124台、マイクロバス10台となっており、特に利用上の支障はない。

本計画では、火葬炉数の増加を踏まえ、以下を基本に想定した。

駐車台数＝式場利用者の想定＋火葬会葬者の想定＋宗教者＋葬祭事業者＋従業員

式場利用者数は、4室で最大200名程度を想定している。車両1台あたり2～4名程度の乗車人数を見込むと50～100台程度の駐車台数となる。

火葬会葬者は、同時間帯には概ね10遺族が利用することになる。1遺族あたり、マイクロバス1台及び乗用車3～5台程度と想定すると、乗用車が30～50台、マイクロバスが10台程度と想定される。

宗教者及び葬祭事業者についても、同時間帯に10遺族の火葬が行われると20台程度の駐車台数となる。

その他、職員用として、20台程度が必要と考えられる。

以上から想定すると、以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{駐車台数（乗用車）} &= (50\sim 100) + (30\sim 50) + 20 + 20 = 120\sim 190 \text{ 台} \\ \text{マイクロバス} &= 10 \text{ 台} \end{aligned}$$

実際の整備にあたっては敷地の条件により、確保可能な駐車台数は変わるが、現状より多い150台～200台程度の整備を目標とするものとする。